

新型コロナウイルス感染拡大に伴う企画乗車券の無手数料払いもどしについて (緊急事態宣言に伴う特別措置の追加実施)

東京メトロでは、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、当面の間、下記の企画乗車券をお持ちのお客様に対して、一定の条件を満たした場合に限り、無手数料で払いもどしいたします。

記

1 払いもどしの対象となる企画乗車券

- (1) 東京メトロ24時間券^{※1}
- (2) 東京メトロ・都営地下鉄共通一日乗車券^{※2}
- (3) 東京フリーきっぷ^{※3}
- (4) 東京メトロPASMO1日乗車券
- (5) 東京メトロ・都営地下鉄共通1日乗車券(PASMO)^{※3}
- (6) Tokyo Subway Ticket^{※2, 3}

※1 「石原さとみさんオリジナル24時間券」等のオリジナルデザイン企画乗車券を含みます。

※2 旅行会社でお求めになった企画乗車券(券面に金額表記が無いもの)については、旅行会社にお問い合わせください。

※3 当社で購入した乗車券に限ります。

(他社局または沿線ホテル等、当社以外で購入したものは購入箇所にお申し出ください。)

2 払いもどし期間

当面の間

3 払いもどし条件

- (1) 使用開始前かつ有効期限内に限り、無手数料で払いもどしいたします。
- (2) 手数料以外の払いもどし条件に変更はございません。

4 2020年4月7日(火)以前に購入された企画乗車券に関する特別措置

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言(以下、「緊急事態宣言」といいます。)が発令されたことに伴い、次の条件を全て満たす企画乗車券については、有効期限の経過後であっても、2020年4月7日(火)に払いもどしのお申し出があったものとして取扱います。

- (1) 2020年4月7日(火)以前に購入された企画乗車券であること。
- (2) 使用開始前であること。
- (3) 緊急事態宣言の発令に伴う外出自粛を事由とする払いもどしの申し出であること。
- (4) 緊急事態宣言に基づく「新型インフルエンザ等緊急事態措置」(以下、「緊急事態措置」といいます。)が実施される期間が乗車券の有効期限に含まれていること。
- (5) 2020年4月20日(月)以降、緊急事態措置の終了日の翌日から起算して1か年以内の申し出であること。

≪払いもどし例≫2020年4月5日(日)に当社定期券うりばで購入された東京メトロ24時間券の場合

使用開始前で、緊急事態宣言の発令に伴う外出自粛を事由とする場合に限り、緊急事態措置の最終日の翌日から起算して1か年以内の申し出であれば、乗車券の有効期限の経過後であっても無手数料で払いもどしいたします。

※緊急事態措置が実施される期間が乗車券の有効期限に含まれている事を前提として例示しております。

5 払いもどし取扱箇所

(1) 東京メトロ各駅

(ただし、北千住駅(日比谷線)、中目黒駅、中野駅、西船橋、代々木上原駅、和光市駅、渋谷駅(半蔵門線・副都心線)、目黒駅を除きます。)

(2) 東京メトロ定期券うりば

(ただし、中野駅定期券うりば、西船橋駅定期券うりば、渋谷駅定期券うりばを除きます。)

(3) 東京メトロ旅客案内所

※ 払いもどし可能な乗車券は取扱箇所によって異なります。